

想いを束ね、未来へ結ぶ。



第**227**回 定時株主総会

# 招集ご通知



開催日時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（開場時刻：午前9時30分）



開催場所

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館11階  
トラストシティ カンファレンス・丸の内  
Room 2+3+4

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

## 目次

第227回定時株主総会招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

第1号議案

取締役10名選任の件

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

東京製綱株式会社

証券コード：5981

## 株主の皆さまへ

株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブ  
レット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5981/>



証券コード 5981

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都江東区永代二丁目37番28号  
**東京製綱株式会社**  
取締役社長 原田英幸

## 第227回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第227回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第227回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.tokyorope.co.jp/ir/stocks.html>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類/PR 情報]を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、下記の期限までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

**【インターネットによる議決権行使の場合】**

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに行行使してください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（開場時刻：午前9時30分）  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館11階  
トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room 2+3+4

**3. 会議の目的事項****報告事項**

- (1) 第227期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第227期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項****第1号議案**

取締役10名選任の件

**第2号議案**

補欠監査役1名選任の件

**4. その他招集にあたっての決定事項**

- (1) 本総会に関し株主さまからご提出された議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとするとし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席される場合

### ● 株主総会へご出席



### 株主総会開催日時

2026年6月26日(金曜日)  
午前10時  
〔開場時刻：午前9時30分〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 当日ご出席されない場合

### ● 書面による議決権行使

#### 行使期限

2026年6月25日(木曜日)  
午後5時到着分まで

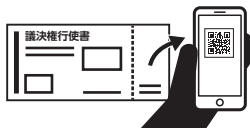


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### ● 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2026年6月25日(木曜日)  
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● インターネットによるご行使

#### 行使期限

2026年6月25日(木曜日)  
午後5時行使分まで

パソコン又はスマートフォンから、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

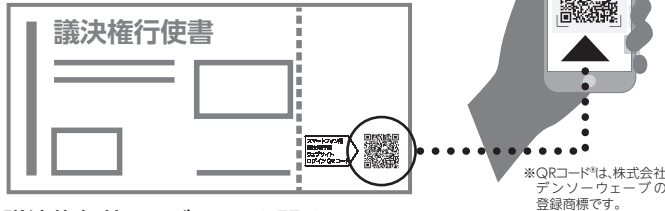
<https://s.srdb.jp/5981/>



## ●「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

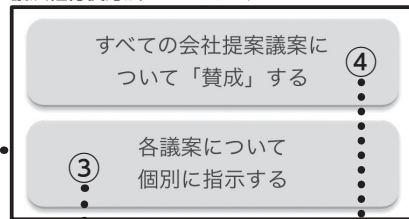


※QRコード※は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



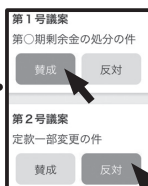
表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



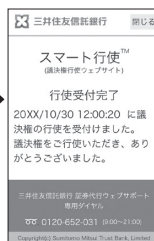
### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



### ④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で  
問題なければ  
「この内容で  
行使する」  
ボタンを押し  
て行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただきます(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

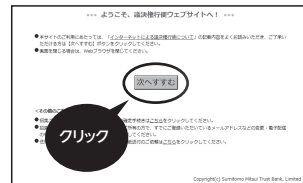
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

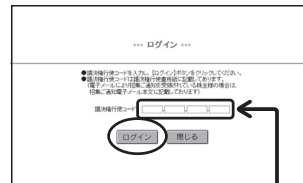
## ●インターネットによるご行使

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ②ログインする

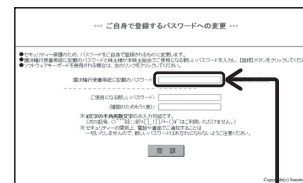


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

## 第1号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から、各候補者が当社における取締役候補者指名の基本方針に合致している旨、答申を受けております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	候補者属性			現在の当社における地位および担当
1	はら だ ひで ゆき 原 田 英 幸	男性	再任			代表取締役社長執行役員
2	てら ぞの まさ あき 寺 園 雅 明	男性	再任			取締役専務執行役員 事業本部長 兼 調達物流部長
3	もり ただ ひろ 森 忠 大	男性	再任			取締役常務執行役員 事業本部副本部長 兼 事業戦略室長
4	き たん こう じ 喜 旦 康 司	男性	再任			取締役常務執行役員 コーポレート本部長 兼 総務部長 経理部・環境安全防災室管掌
5	ひ ぐち やすし 樋 口 靖	男性	再任	社外	独立	取締役
6	うえ やま たけ お 上 山 丈 夫	男性	再任	社外	独立	取締役
7	くず おか とし あき 葛 岡 利 明	男性	再任	社外	独立	取締役
8	な とり かつ や 名 取 勝 也	男性	再任	社外	独立	取締役
9	か の ま り 狩 野 麻 里	女性	再任	社外	独立	取締役
10	やま もと ち づ こ 山 本 千 鶴 子	女性	再任	社外	独立	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>はらだ ひでゆき 原田 英幸 (1963年12月29日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年4月 当社入社 2009年4月 当社鋼索鋼線事業部土浦工場製造部長 兼 製綱課長 2010年4月 Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.社長 2015年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部副事業部長 兼 生産本部長 兼 土浦工場長 2016年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部長 2020年4月 長崎機器株式会社代表取締役社長 2021年5月 当社顧問 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)</p>	35,994株
	<p>《選任の理由》 1987年当社入社以来、技術系職員として国内外の拠点で実務を経験し、当社グループの事業全般における幅広い知見を有しております。代表取締役就任後は、二期にわたる中期経営計画の策定および遂行を主導し、経営基盤の強化と事業構造の変革に尽力してまいりました。現中期経営計画『TCTRX』においても、強力なリーダーシップにより、既存事業の収益力強化と将来の成長の柱となる重点育成事業の推進を牽引しております。同計画の最終年度である本年度は、これまでの諸施策を成果へと結びつけると共に、次期経営計画の策定に向けた体制整備を推進する重要な時期にあります。同氏の先見性と実行力は、当社の持続的な企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>てらその まさあき 寺園 雅明 (1967年10月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1992年4月 当社入社 2011年6月 当社鋼線事業部鋼線営業部長 2015年4月 当社スチールコード事業部販売部長 兼 購買物流部部长 2016年4月 当社鋼索鋼線事業部東日本営業部長、管理部部长 兼 購買物流グループリーダー 兼 スチールコード事業部販売部部长 2018年6月 当社鋼索鋼線事業部鋼索鋼線営業部長 兼 管理部 (現事業推進部) 購買物流グループリーダー、スチールコード事業部販売部部长 2020年4月 株式会社新洋外向 同社取締役副社長 2021年5月 当社顧問 2021年6月 当社取締役常務執行役員 事業本部長 兼 調達物流部長 2025年4月 当社取締役専務執行役員 事業本部長 兼 調達物流部長 (現任)</p>	14,131株
	<p>《選任の理由》 1992年当社入社以来、主力事業である鋼索鋼線事業における営業戦略の策定・遂行に携わり、深い知見と豊富な実務経験を有しております。現中期経営計画『TCTRX』においては、既存事業の競争力強化を牽引し、成果を積み上げております。同計画の最終年度を迎え、これまでの施策を結実させ、目標を完遂するためには、同氏の卓越した遂行力とリーダーシップが不可欠であることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<p style="text-align: center;">もり ただひろ 森 忠大 (1971年7月8日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1994年4月 当社入社  2005年4月 当社管理本部経理部資金グループマネージャー  2009年8月 当社コーポレート統括本部経営企画室経営企画グループマネージャー  兼 経理部資金グループマネージャー  2013年4月 東京製綱（常州）有限公司 副総経理  2015年12月 当社鋼索鋼線事業部管理部部長  2017年4月 当社鋼索鋼線事業部管理部部長  2020年1月 当社経営企画部部長  2021年6月 当社取締役執行役員事業本部副本部長  2022年5月 東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長（現任）  2024年7月 当社取締役執行役員 事業本部副本部長 兼 事業戦略室長  2025年4月 当社取締役常務執行役員 事業本部副本部長 兼 事業戦略室長（現任）</p>	13,037株
[重要な兼職の状況]		東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長	
《選任の理由》		<p>1994年当社入社以来、財務部門の要職を歴任し、財務戦略の構築や国内外拠点の業績向上、発展途上にある事業の育成に長年携わり、財務面を中心に事業場運営全般に関する幅広い知見を有しております。現中期経営計画『TCTRX』においては、重点育成事業の推進やグループ各社の成長支援を牽引し、成果を積み上げております。同計画の最終年度を迎え、これまでの取り組みを成果へとつなげ、諸施策を遂行するためには、同氏の知見とリーダーシップが不可欠であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	きたん こうじ <b>喜旦 康司</b> (1971年12月3日生) 再任	1995年4月 当社入社 2005年4月 当社管理本部総務部総務グループマネージャー 2012年7月 当社TCT推進本部TCT企画室部長 2015年7月 当社総務部部长 2019年7月 当社総務部長 2021年6月 当社取締役執行役員総務部長 人事部、環境安全防災室管掌 2024年6月 当社取締役執行役員 総務部長 経営企画部・ 人事部・経理部・IT企画部・環境安全防災室 管掌 2025年4月 当社取締役常務執行役員 コーポレート本部長 兼 総務部長 経理部・環境安全防災室管掌 (現任)	15,337株
《選任の理由》 1995年当社入社以来、法務、内部統制、IR・SR活動といった経営基盤を支える実務に従事し、それらの経験に基づく、高度な専門性と豊富な知見を有しております。現中期経営計画「TCTRX」においては、人材戦略やブランド戦略の再構築を通じた組織基盤の強化を主導し、持続的な企業価値向上に向けた取り組みを進展させております。同計画の最終年度を迎え、これまでの施策を完遂させ、強靱な組織体制を確立するためには、同氏の知見とリーダーシップが不可欠であり、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ひぐち やすし <b>樋口 靖</b> (1952年2月14日生) 再任 社外 独立	1976年4月 株式会社熊谷組入社 2003年4月 ケーアンドイー株式会社代表取締役社長 2008年4月 株式会社熊谷組執行役員東北支店長 2011年4月 同社常務執行役員 2012年4月 同社専務執行役員 2013年4月 同社執行役員副社長 建築事業本部長、建築事業本部設計本部長 2013年6月 同社取締役社長、執行役員社長 2018年4月 同社取締役会長 2020年6月 同社相談役 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2023年6月 コナミグループ株式会社社外取締役監査等委員（現任） [重要な兼職の状況] コナミグループ株式会社社外取締役監査等委員	2,400株
		《社外取締役候補者とした理由および期待される役割等》 2021年6月の就任以来、当社ガバナンス強化や業績回復のための組織運営等に関して、上場企業の経営トップ経験者として、モニタリング並びに意見具申を行ってきました。現中期経営計画『TCTRX』においては、重点育成事業の推進や既存事業の競争力強化といった重要課題に対し、経営者の視点からの確かなモニタリングを継続し、進展を支えております。同計画の最終年度にあたり、これまでの取り組みを結実させるためには、同氏の知見に基づく助言と監督が不可欠であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	
6	うえやま たけお <b>上山 丈夫</b> (1953年10月28日生) 再任 社外 独立	1976年4月 丸紅株式会社入社 1994年4月 丸紅米国会社ピッツバーグ出張所長 2003年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼材第一本部自動車鋼材部長 2005年4月 同社鋼材第二本部鋼材貿易第二部長 2009年4月 同社執行役員鋼材第三本部長 2012年4月 株式会社三陽商会代表取締役社長 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社顧問 2021年6月 当社社外取締役（現任）	2,400株
		《社外取締役候補者とした理由および期待される役割等》 2021年6月の就任以来、総合商社の鋼材部門における豊富な実務経験を有する経営トップとしての高い見識に基づき、当社のガバナンス強化や組織運営に対し、独立した立場から有益な提言と適切な監督を行ってまいりました。現中期経営計画『TCTRX』においては、重点育成事業の推進や既存事業の競争力強化といった重要課題に対し、当社の事業領域に精通した経営・マーケティングの視点からの確かなモニタリングを継続し、進展を支えております。同計画の最終年度にあたり、これまでの取り組みを結実させるためには、同氏の知見に基づく専門的な助言と監督が不可欠であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
7	<p data-bbox="257 219 491 294">くづおか としあき 葛岡 利明 (1954年11月3日生)</p> <p data-bbox="257 325 491 362">再任 社外 独立</p> <p data-bbox="257 430 491 453">[重要な兼職の状況]</p>	<p data-bbox="521 181 1194 415">1978年4月 株式会社日立製作所入社 2001年4月 同社法務本部長 2007年4月 同社執行役常務 2011年4月 同社執行役専務 2013年10月 同社代表執行役、執行役専務 2018年6月 公益社団法人商事法務研究会理事（現任） 2019年4月 同社アドバイザー兼 株式会社日立総合計画研究所取締役会長 2021年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="521 430 1194 453">公益社団法人商事法務研究会理事</p> <p data-bbox="257 461 1194 710">《社外取締役候補者とした理由および期待される役割等》 2021年6月の就任以来、上場企業における執行役としての経験と、企業法務の専門家としての高度な知見に基づき、当社のガバナンス強化や組織運営に対し、独立した立場から有益な提言と適切な監督を行ってまいりました。現中期経営計画『TCTRX』においては、重点育成事業の推進や既存事業の競争力強化といった重要課題に対し、リスク・ガバナンスに関する専門的視点からの確なモニタリングを継続し、進展を支えています。同計画の最終年度にあたり、これまでの取り組みを結実させるためには、同氏の知見に基づく専門的な助言と監督が不可欠であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
8	なとり かつや <b>名取 勝也</b> (1959年5月15日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">社外</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">独立</div>	1986年4月 弁護士登録 1990年5月 ワシントン大学ロースクール (LL.M)修了 2002年3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員法務部長 2004年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員法務・知的財産・コンプライアンス担当 2012年2月 名取法律事務所（現名取・大木法律事務所）創設 2015年12月 株式会社モリテックス社外取締役 2016年4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員（現任） 2020年6月 株式会社リクルートホールディングス社外監査役（現任） 株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社）社外監査役（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2023年3月 日野自動車株式会社社外監査役 2023年6月 東洋建設株式会社社外取締役 2023年12月 ベルフェイス株式会社社外監査役	2,400株
	[重要な兼職の状況]	名取・大木法律事務所弁護士、グローバル・ワン不動産投資法人監督役員、株式会社リクルートホールディングス社外監査役、サークレイス株式会社社外監査役	
	《社外取締役候補者とした理由および期待される役割等》 2021年6月の就任以来、複数企業における社外役員としての豊富な経験と、弁護士としての専門的な知見に基づき、当社のガバナンス強化や組織運営に対し、独立した立場から有益な提言と適切な監督を行ってまいりました。現中期経営計画『TCTRX』においては、重点育成事業の推進や既存事業の競争力強化といった重要課題に対し、国内外の企業法務に関する専門的視点からの確なモニタリングを継続し、進展を支えています。同計画の最終年度を迎えるにあたり、目標の達成に向けて諸施策を推進するためには、同氏の専門的な知見に基づく助言と監督が不可欠であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
9	<p style="text-align: center;">かの まり 狩野 麻里 (1960年5月27日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p>[重要な兼職の状況]</p>	<p>1984年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行  1989年5月 米国UCLAロースクール（LL.M）修了  2012年9月 株式会社三菱UFJ銀行ミラノ支店長（2014年9月退職）  2014年10月 三菱UFJニコス株式会社営業企画部部长  2017年2月 United Way Romania, Member of the Board of Directors  2019年4月 学校法人昭和女子大学国際交流センター長  2019年10月 同大学総合教育センター（現全学共通教育センター）特命教授  2020年6月 株式会社オカムラ社外取締役（現任）  2021年6月 当社社外取締役（現任）  2022年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役（現任）  2023年6月 一般財団法人日本繊維製品品質技術センター評議員（現任）</p> <p>株式会社オカムラ社外取締役、東京海上アセットマネジメント株式会社（非上場）社外取締役、一般財団法人日本繊維製品品質技術センター評議員</p> <p>《社外取締役候補者とした理由および期待される役割等》  2021年6月の就任以来、金融機関における海外拠点長職などの実務経験と、人材開発に関する知見に基づき、独立した立場から適切な助言と監督を行ってまいりました。現中期経営計画『TCTRX』においては、金融や組織運営に関する専門的視点からの確かなモニタリングを継続し、重要施策の進展を支えています。同計画の最終年度を迎えるにあたり、目標の達成に向けて諸施策を推進するためには、同氏の専門的な知見に基づく助言と監督が不可欠であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	1,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
10	やまもと ちづこ <b>山本 千鶴子</b> (1965年11月18日生)  再任 社外 独立	1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1996年4月 公認会計士登録 2010年7月 同監査法人パートナー 2019年7月 日本公認会計士協会東京会 常任役員 2019年9月 日本公認会計士協会 法規・制度委員会委員 2020年6月 山本千鶴子公認会計士事務所所長(現任) 2020年8月 小津産業株式会社社外監査役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 TDK株式会社社外監査役(現任)	100株
	[重要な兼職の状況]	山本千鶴子公認会計士事務所所長、小津産業株式会社社外監査役、TDK株式会社社外監査役  《社外取締役候補者とした理由および期待される役割等》 2021年6月の就任以来、公認会計士としての専門的な知見に基づき、当社のガバナンス強化や組織運営に対し、独立した立場から適切な助言と監督を行ってまいりました。現中期経営計画『TCTRX』においては、財務・会計に関する自らの知見と経験に基づき、重点施策の進捗に対する的確なモニタリングを継続し、着実な進展を支えています。同計画の最終年度を迎えるにあたり、目標の達成に向けて諸施策を推進するためには、同氏の専門的な知見に基づく助言と監督が不可欠であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 取締役候補者樋口靖氏、上山丈夫氏、葛岡利明氏、名取勝也氏、狩野麻里氏および山本千鶴子氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者各氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。社外取締役候補者の各氏は東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- (注3) 取締役候補者狩野麻里氏は、2026年6月23日付で株式会社群馬銀行社外取締役に就任予定であります。
- (注4) 取締役候補者狩野麻里氏は、2026年6月24日付で株式会社オカムラ社外取締役に退任予定であります。
- (注5) 取締役候補者山本千鶴子氏は、2026年6月25日付でキオクシアホールディングス株式会社の社外監査役に就任予定であります。
- (注6) 取締役候補者山本千鶴子氏は、2026年8月27日付で小津産業株式会社社外監査役に退任予定であります。
- (注7) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
1. 社外取締役候補者の独立性について  
社外取締役候補者の各氏に、会社法施行規則第74条第4項第7号のイからへに該当する事実はございません。
  2. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について該当する事実はございません。
  3. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は、社外取締役候補者各氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (注8) 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各取締役が再任された場合、当社は各取締役との間の当該補償契約を継続する予定であります。
- (注9) 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年9月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏は、選任後被保険者となります。
1. 被保険者の保険料負担割合  
保険料は全額を会社負担としております。
  2. 填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## 【ご参考1】取締役会のスキルマトリックスについて

当社の取締役会は、法令および定款に定められた事項や当社および子会社等にかかる重要事項等に関する意思決定と、代表取締役による業務執行に対する監督（モニタリング）を主な機能としており、かかる機能が十分に発揮されるよう、構成することとしております。構成にあたっては、取締役会の機能と経営戦略・経営計画を踏まえたスキルマトリックスを策定し、各分野に精通した人材を、多様性や規模等の取締役会全体のバランスも考慮したうえで、配置しております。スキルマトリックス各項目の選定理由と、第1号議案が承認された場合の取締役会の構成および各取締役に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は以下のとおりです。

## ①スキルマトリックス各項目の選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	中期経営計画『TCTRX』においては、「重点育成事業への経営資源投入強化」および「既存事業の競争力強化」を基本方針に掲げており、その実現のためには、企業におけるマネジメント経験、特に事業ポートフォリオの変革を行った実績や、異業種におけるマネジメント経験を有する取締役が必要である。
マーケティング技術	中期経営計画『TCTRX』においては、炭素繊維ケーブル（CFCC）事業、橋梁ケーブル事業、洋上風力発電関連事業の3事業を重点育成事業と位置付けており、これらの事業を将来の柱とするためには、鋼索鋼線やスチールコードはもとより、鉄鋼・建設・機械等当社グループの事業に関係する業界や製品・技術に精通し、また、グローバルマーケットにも知見を持った取締役が必要である。
財務会計 IR・SR	中期経営計画『TCTRX』では、「全ステークホルダーにとって魅力ある会社作り」を基本方針に据え、キャッシュアロケーションの考え方と財務・配当政策を構築するほか、財務基盤強化と株主資本効率を両立させて企業価値を適正な水準に改善することが必要である。このことを実現させるうえで、財務会計および株主さま、投資家さまとの対話や関係構築に関する知見を持った取締役が必要である。
リスク ガバナンス	中期経営計画『TCTRX』においては、前中期経営計画期間で強化したガバナンス体制を維持・向上させていく必要があり、コーポレート・ガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野で確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
人材開発	中期経営計画『TCTRX』を、長期のビジョンを見据えた成長基盤づくりの3か年と位置付けており、そのうえで、人的資本の充実は不可欠な要素である。個々の従業員が能力を高め、その能力を最大限発揮できるための人材戦略、環境整備が必要であると共に、事業を持続的に発展させていくうえで、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進する必要があることから、人材開発分野における確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

## ②各取締役に対して期待する分野

氏名	役職	スキル・経験				
		企業経営	マーケティング 技術	財務会計 IR・SR	リスク ガバナンス	人材開発
原田 英 幸	代表取締役社長執行役員	○	○		○	
寺園 雅 明	取締役専務執行役員		○			
森 忠 大	取締役常務執行役員		○	○		
喜 旦 康 司	取締役常務執行役員			○	○	○
樋 口 靖	社 外 取 締 役	○	○			○
上 山 丈 夫	社 外 取 締 役	○	○			○
葛 岡 利 明	社 外 取 締 役	○			○	
名 取 勝 也	社 外 取 締 役				○	
狩 野 麻 里	社 外 取 締 役			○		○
山本千鶴子	社 外 取 締 役			○	○	

## 【ご参考2】取締役候補者指名の方針・手続

## I. 取締役候補者指名方針

当社では、取締役会は当社グループ企業を含む業務執行の管理・監督機能を果たすべく、取締役会全体として当社グループ事業全般の専門的知見や、財務会計を含む専門的知見を保持できるよう全体のバランスに配慮し取締役候補者を指名することを基本方針としております。

この基本方針に加え、社外取締役候補者の指名にあたり、当社は下記Ⅲ.に記載のとおり「東京製綱社外役員独立性基準」を定め、独立性の高い社外取締役を指名することとしております。なお、本議案における社外取締役候補者6名は、この基準を満たしております。

Ⅱ. 当社は、I.の指名方針に従い、候補者を選出した後、取締役会での指名に先立ち、現任の社外取締役3名、社内取締役2名で構成される指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名しております。

## Ⅲ. 東京製綱社外役員独立性基準（概要）

当社は、社外取締役・社外監査役（以下、「社外役員」という）のうち、以下1.独立性に関する基準に示す条件の全てに合致しない場合、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない独立社外役員として指名する。

## 1. 独立性に関する基準

- (1) 当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、使用人等（以下、「業務執行者」という）、監査役（社外監査役を除く）である者、又は過去に業務執行者であった者
- (2) 当社の関係会社の業務執行を行わない取締役である者、又はかつて当該取締役であった者

- (3) 当社グループを主要な取引先<sup>(注1)</sup>とする者、又はその業務執行者
- (4) 当社グループから多額の寄付金<sup>(注2)</sup>を受領している者、又はその業務執行者
- (5) 当社グループの業務執行者を業務執行取締役として受け入れる、又は相互に取締役に派遣する等して当社取締役および経営陣幹部と密接な関係にある者、又はその業務執行者
- (6) 当社グループの主要取引先<sup>(注3)</sup>、又はその業務執行者
- (7) 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上を直接・間接保有する株主をいう）、当該大株主が法人の場合は当該大株主、又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者
- (8) 当社が資金調達している主要な金融機関等<sup>(注4)</sup>、又はその業務執行者
- (9) 当社グループの会計監査人、法人の場合は当該監査法人の経営関与社員等、又は当社グループの会計監査に従事する公認会計士
- (10) 当社グループから多額の報酬<sup>(注5)</sup>を受けている弁護士、会計士、税理士その他のコンサルタント
- (11) 当社グループから多額の報酬を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人の経営に関与する者
- (12) 過去3か年において上記(2)～(11)のいずれかに該当する者
- (13) 上記(1)～(12)に該当する者の配偶者若しくは二親等以内の親族

## 2. 適用除外

前条各項のいずれかに該当する者であっても、当該相手方の人格・資質・見識等を鑑みて当社の独立社外役員として適任であると当社が判断する場合、当該相手方が独立社外役員としての要件を満たしていると判断する理由を公表することにより、当該相手方を独立社外役員として指名することがある。

(注1) 主要な取引先…当社グループの当該取引先への年間支払額が当該取引先の連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。

(注2) 多額の寄付金…当社グループの当該相手方への年間支払額が1,000万円以上、又は当該支払額が当該相手方の事業収入の2%以上のいずれか大きい額以上に該当する相手方をいう。

(注3) 主要取引先…当社グループの当該取引先からの年間受領額が当社グループの連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。

(注4) 主要な金融機関等…当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関等をいう。

(注5) 多額の報酬…多額の寄付金に準じ、年間1,000万円以上若しくは当該相手方が当社グループから得る報酬額が当該相手方の事業収入の2%以上に相当する相手方をいう。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やすだ のりお 安田 憲生 (1970年11月15日生)	1999年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2006年8月 アーノストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社 2008年3月 公認会計士川北博・徳永信事務所入所 2009年11月 安田憲生公認会計士事務所開設、同代表(現任) 2015年6月 WizBiz株式会社社外監査役(現任) 2018年3月 日本和装ホールディングス株式会社社外取締役 2019年8月 アクシスルートホールディングス株式会社社外監査役 2021年10月 株式会社フィックスポイント社外監査役 2023年4月 株式会社ゆとりの空間社外監査役	0株
[重要な兼職の状況]	安田憲生公認会計士事務所代表、WizBiz株式会社社外監査役	
《選任の理由》	公認会計士として長年にわたり企業の監査業務に従事し、会計・財務に関する専門的知識を有しており、また社外監査役としての豊富な経験を有していることから、独立した立場からの適切な監査ができるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 安田憲生氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準および当社が定める上記の独立性基準を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同取引所の定める独立役員として届出る予定であります。
- (注3) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。
- (注4) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者の安田憲生氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。
- (注5) 補償契約について  
社外監査役候補者の安田憲生氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の同項に規定する補償契約を締結する予定です。

(注6) 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年9月更新の予定であります。本議案でお諮りする補欠監査役候補者は、監査役就任後被保険者となります。

1. 被保険者の保険料負担割合

保険料は全額を会社負担としております。

2. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

以上

## 第227期 事業報告

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、コロナ・パンデミック収束後の拡大基調が継続する中、米国相互関税導入による通商摩擦の激化がマイナスに作用したことにより成長が鈍化したほか、緊迫化する中東情勢、長期化するロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクがサプライチェーンに及ぼす影響、さらには不動産市場停滞に起因する中国経済の内需不足等、依然として多くの不安定要因を抱え、先行きの不透明な状況が継続いたしました。

我が国経済においては、継続的な賃上げの浸透や雇用環境の改善を背景に、足踏み状態にあった個人消費に持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調で推移いたしました。企業収益や設備投資も堅調を維持したものの、円安の継続による輸入コストの高止まりや、国内金利の上昇局面への移行、さらには深刻化する人手不足が経営環境の大きな制約となりました。このように、経済の正常化に向けた動きが進む一方で、海外景気の下振れ懸念や物価動向が経済に与える影響も大きく、引き続き注視を要する状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループの業績は、国内外でCFCC事業のプロジェクトが堅調に推移し、開発製品関連の売上が伸長したこと等により、売上高は64,094百万円（前期比2.0%増）となりました。

利益面については、CFCC事業の増収効果に加え、生産現場における操業コストの低減等に努めると共に、諸資材価格や人件費等の上昇に対応した製品価格改定が浸透した結果、営業利益は4,849百万円（前期比35.3%増）、経常利益は5,136百万円（前期比32.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、国内の子会社において固定資産の減損損失等を計上したものの、CFCC事業の増益の影響で、3,481百万円（前期比7.2%増）となりました。

2026年3月期の期末配当は1株あたり45円とし、すでに実施いたしました中間配当（1株あたり25円）と合わせ、通期では1株あたり70円といたしました。引き続き安定配当を目指して収益確保に努めてまいります。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

#### <鋼索鋼線関連>

鋼索製品において価格改定前の駆け込み需要が発生した前期の反動により販売数量が減少した結果、当セグメントの売上高は28,229百万円（前期比2.5%減）となりました。利益面については、諸資材価格や人件費等の上昇があったものの、前期に実施した製品価格改定効果が浸透したことに加え、継続的な操業コストの低減に努めたことにより、営業利益は2,533百万円（前期比13.1%増）となりました。

#### ＜スチールコード関連＞

タイヤ用スチールコードにおいて販売価格下落の影響を受けたことにより、当セグメントの売上高は4,750百万円（前期比13.9%減）となりました。利益面については、操業改善によるコスト低減に注力しましたが、減収による影響を補いきれず、606百万円の営業損失（前期は1百万円の営業利益）となりました。

#### ＜開発製品関連＞

国内外において高付加価値品であるCFCC事業のプロジェクト案件が堅調に推移し、売上が増加した結果、当セグメントの売上高は19,869百万円（前期比12.2%増）となりました。利益面については、高付加価値品の構成比が高まったこと等により、営業利益は2,178百万円（前期比183.9%増）となりました。

#### ＜産業機械関連＞

産業機械事業の売上増加により、当セグメントの売上高は、4,451百万円（前期比19.9%増）となりました。利益面については、材料価格高騰により粉末冶金事業の赤字幅が拡大したものの、産業機械事業の増収効果で吸収し、営業利益は275百万円（前期比31.6%増）となりました。

#### ＜エネルギー不動産関連＞

石油製品の販売数量減少により、当セグメントの売上高は6,794百万円（前期比2.7%減）となりました。利益面については、主に商業施設の修繕費等の発生が抑制されたことから、営業利益は467百万円（前期比27.4%増）となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,287百万円であり、その主なものは、国内主要工場や子会社における生産設備の維持更新投資等によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金および自己資金をもって充当いたしました。

### (4) 対処すべき課題

2027年3月期の世界経済は、米国の関税政策、中国経済の停滞、中東情勢をはじめとする地政学リスク等、不確実性が高まっている状況にあります。国内経済においても、賃金や物価の上昇傾向が継続する中で、中東情勢に起因する原燃料の調達リスクも高まり、不確実性が高い状況が続くと想定されます。

このような環境の中、当社グループにおいては、2025年3月期から中期3か年経営計画「TCTRX」に取り組んでおります。「TCTRX」では、「事業基盤の維持と収益力の強化」を目標

に、「①重点育成事業への経営資源投入強化」、「②既存事業の競争力強化」、「③全ステークホルダーにとって魅力ある会社作り」の3項目を基本方針として定め、各種施策に取り組み、成長と企業価値向上を目指すと共に、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

「TCTRX」の最終年度となる2027年3月期の連結業績は、売上高670億円、営業利益43億円、経常利益44億円、親会社株主に帰属する当期純利益30億円を見込んでおります。CFCC事業のプロジェクト案件が2026年3月期に集中し、想定より早く終了したこと、スチールコード事業の事業環境が悪化したことを背景に、「TCTRX」の当初の目標である売上高680億円、営業利益45億円には、現時点では未達となる見込みです。しかし、次期中期経営計画を見据え、最後まで諦めることなく、既存事業における収益力の維持・向上を図り、将来の事業の柱となりうる重点育成事業を推進し、更なる財務基盤強化と株主還元を両立させてまいります。

なお、中東情勢は先行きが不透明であり予想が困難なため、2027年3月期の連結業績見通しの主な前提には、その影響を織り込んでおりません。主要な原燃料は現時点で確保できておりますが、今後、原燃料の調達やコスト上昇に対しては、業績への影響を最小化すべく努めてまいります。

当社グループは、これからも社会の安全・安心に寄与する企業でありつづけることを目指し、事業活動に取り組んでまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

## 【ご参考】

### 1. 中期経営計画『TCTRX』の概要

中期経営計画『TCTRX』においては、社是である「共存共栄」の精神を踏まえ、当社グループの独自の強みである「Total・Cable・Technology (TCT)」の追求により、引き続き、「世界の安全・安心を支える」を中長期的ビジョンとして掲げ、成長と企業価値向上を目指してまいります。

中期経営計画『TCTRX』は、この当社固有の強み「TCT」と、前中期経営計画「TRX135 (Tokyo Rope Trans(X-)formation at 135th)」で掲げた変革を融合したものであり、全てのステークホルダーの皆さまと共に栄えていくために、その全てを技術でつなぎ、世界の安全・安心を支えることで社会に貢献し、もって企業価値の向上を目指すものであります。

#### (1) 基本方針

中期経営計画『TCTRX』は以下を基本方針として、各種施策に取り組んでまいります。

- ①重点育成事業【炭素繊維ケーブル (CFCC) 事業、橋梁ケーブル事業、洋上風力発電関連事業】への経営資源投入強化
- ②既存事業の競争力強化
- ③全ステークホルダーにとって魅力ある会社作り

## (2) 数値目標（連結業績、財務指標）

2027年3月期 TCTR X目標			
売上高	68,000 百 万 円	D/E レシオ	0.5未満
営業利益	4,500 百 万 円	EPS	200円/株以上
EBITDA	6,500 百 万 円	総還元性向	40%以上
ROE	8.4%以上		

当社は、中期経営計画『TCTR X』の最終年度を終えた直後の2027年4月に創業140周年を迎えます。足許では『TCTR X』で掲げる目標を達成させることで、事業基盤の維持と収益力強化を目指します。また、当社の社是である「共存共栄」と共通の精神を持つSDGsが目標とする2030年を達成の目途に、SDGsの理想を実現できる高収益力と強固な財務体質を確保し、「Total・Cable・Technology (TCT)」を追求することで、世界の安全・安心を支える150年企業を目指していく所存です。

## 2. 当社グループのマテリアリティ（重要課題）の概要

## (1) マテリアリティ（重要課題）特定の背景

当社グループは創業以来、事業活動を通じて安全で安心な社会インフラの整備や環境にやさしい社会の持続的発展に広く貢献してまいりました。グループ各社、および各工場においてSDGsに資する製品・サービスの開発や、脱炭素社会実現に向けた取り組みを進めてまいりましたが、より一層、事業活動を通じた環境・社会課題の解決および企業価値向上を目指すべく、全社的なプロジェクトチームを組成し、SDGs・ESGに資する基本方針、推進体制、マテリアリティ（重要課題）を体系的に整理・分析しております。

## (2) 理念体系およびサステナビリティ基本方針

当社初代会長である渋沢栄一翁は「道徳経済合一」の理念を唱え、当社はその理念に通ずる「共存共栄」の考え方を社是としております。従業員、お取引先、地域の皆さま、株主の皆さま等全てのステークホルダーの皆さまと共に栄えていくために、『『トータル・ケーブル・テクノロジー』(\*)の追求により、世界の安全・安心を支える』を中長期的ビジョンとして掲げ、当社独自の強みを生かした事業展開による成長を目指してまいります。具体的な方針としては、東京製綱グループ企業行動指針のもと、サステナビリティに関する基本方針を掲げ、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance)、それぞれの各種方針に沿ってマテリアリティ（重要課題）への対応、および事業計画の遂行をいたします。

(\*) (1)超高強度スチール、高機能繊維、炭素繊維等多くの先端素材によるケーブル製造のラインナップと、(2)使用されるフィールドに即したさまざまなケーブル加工技術に加え、(3)健全性診断や、エンジニアリングといったソリューションを融合して、(4)グローバル市場に、画期的な商品・サービスを提供できる東京製綱固有の強みを一言で表現したものであり、事業計画における中長期的ビジョンとして設定。

### (3) 各マテリアリティに対応するKPI

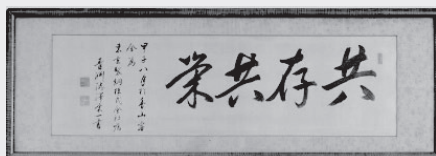
当社は、各マテリアリティに対応する合計26指標のKPIを設定いたしました。主なKPIは以下のとおりであり、2030年に向けて着実に遂行してまいります。

マテリアリティ	構成要素	KPI指標	26年3月期 (実績)	27年3月期 (目標)	2030年 (目標)
自然環境と共存する -持続可能な環境 の実現-	気候変動対策の推進	CO2排出量 (Scope1+ Scope2)	2013年度比 ▲45.7%減	2013年度比 ▲40%以上減	2013年度比 ▲46%以上減
お客様・お取引 先・地域の皆様 と共に栄える -社会ニーズに対 する高度な製 品・ソリューションの提供-	顧客・市場ニ ーズへの対応	橋梁ケーブル販売量	3件/年	5件/年	5件/年
		橋梁ケーブル診断件数	13件/年	30件/年	35件/年
従業員と共に栄える -従業員の健康確 保と働きがいのある 職場環境づくり-	インフラ老朽 化や自然災害 等の社会・地 域課題の解決	エンジニアリ ング事業部 環境配 慮製品 販売量	11億円	17億円	20億円
	人材の採用・育成	人的資本拡充・ エンゲージメン ト向上につな がる教育 (研修金 額ベース)	49百万円	33百万円	44百万円
	ダイバーシテ ィ・エクイテ ィ&インクル ージョンの尊重	女性管理職比率	3.4%	5.0%	7.0%
すべての人と共存する -人権の尊重-	人権の尊重・ 不当な差別の 排除	男性の育児休業取得率	50%	50%以上	50%以上
		ハラスメント研修参加率	96%	100%	100%
共に栄えるため に義 (規律・規 範・責任) に従 う -ガバナンス・リ スク管理の徹底-	贈収賄・情報 セキュリティ 等のリスク管 理強化	内部通報カバー率	91%	100%	100%
		研修実施率 (対象者)	95% (国内連結法人のみ)	100% (国内連結法人のみ)	100% (国内連結法人のみ)

(注)2026年3月期より、CO2排出量の算定範囲を全連結グループ会社に拡大しております。

## 【概念図】

社是



経営の基本方針

当社グループは、グローバル市場における競争力強化施策の実行と成長戦略の展開により、収益力と財務体質の強化を図り、お客様の視点に立った製品、サービスの提供等を通して、21世紀においても社会に一層貢献できる企業価値の高い会社を目指します。

## サステナビリティに関する基本方針

環境	社会	ガバナンス
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境方針 (ISO14001)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 品質方針 (ISO9001)</li> <li>■ 労働安全衛生方針</li> <li>■ 防災管理方針</li> <li>■ 人権方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コーポレートガバナンス基本方針</li> <li>■ 内部統制システムに関する基本方針</li> <li>■ 贈収賄防止に関する基本方針</li> </ul>

## 東京製網グループの5つのマテリアリティ（重要課題）

**自然環境と共存する** -持続可能な環境の実現-

**お客様・お取引先・地域の皆様と共に栄える** -社会ニーズに対する高度な製品・ソリューションの提供-

**従業員と共に栄える** -従業員の健康確保と働きがいのある職場環境づくり-

**すべての人と共存する** -人権の尊重-

**共に栄えるために義（規律・規範・責任）に従う** -ガバナンス・リスク管理の徹底-

## 事業計画（中期経営計画/単年度計画）

各マテリアリティの詳細につきましては、  
当社ウェブサイト (<https://www.tokyoropeco.jp/sustainability/index.html>) をご覧ください。

## (5) 財産および損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 224 期 2022年度	第 225 期 2023年度	第 226 期 2024年度	第227期(当期) 2025年度
売 上 高 (百万円)	67,135	64,231	62,867	64,094
営 業 利 益 (百万円)	3,305	3,901	3,585	4,849
経 常 利 益 (百万円)	3,653	4,753	3,875	5,136
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,783	2,040	3,247	3,481
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	234.88	128.10	205.77	223.73
総 資 産 (百万円)	88,753	85,844	87,369	89,071
純 資 産 (百万円)	31,298	34,568	36,685	41,191

## ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 224 期 2022年度	第 225 期 2023年度	第 226 期 2024年度	第227期(当期) 2025年度
売 上 高 (百万円)	39,766	38,740	37,604	37,971
営 業 利 益 (百万円)	1,919	2,181	1,936	2,493
経 常 利 益 (百万円)	2,788	3,568	2,240	1,322
当 期 純 利 益 (百万円)	2,523	1,752	2,588	1,981
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	156.66	110.02	164.03	127.33
総 資 産 (百万円)	71,395	67,262	67,063	67,828
純 資 産 (百万円)	19,516	21,707	22,546	24,333

## (6) 主要な事業内容

部 門	事 業 内 容
鋼 索 鋼 線 関 連	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売
スチールコード関連	タイヤ用スチールコード、ホースワイヤ等各種ワイヤの製造・販売
開 発 製 品 関 連	道路安全施設、長大橋用ケーブル、橋梁、金属繊維、炭素繊維複合材ケーブル (CFCC) 等の製造・販売、設計・施工
産 業 機 械 関 連	粉末冶金製品、工業用自動計量機・自動包装機等の製造・販売
エネルギー不動産関連	不動産賃貸、太陽光発電による売電事業、石油製品の販売

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東京製綱繊維ロープ株式会社	百万円 200	100.0 %	繊維索・網の製造および販売
株式会社新洋	45	100.0	鋼索・鋼線・フィルタの加工および販売
八弘綱油株式会社	12	100.0	綱油、防錆油の加工、石油製品の製造および販売
東綱スチールコード株式会社	2,726	53.0	スチールコード・ホースワイヤ等各種ワイヤの製造および販売
東京製綱インターナショナル株式会社	100	100.0	炭素繊維複合材ケーブルの製造および販売
東綱橋梁株式会社	400	100.0	橋梁の設計・製作・施工
トーコーテクノ株式会社	40	100.0	土木建築工事
九州トーコー株式会社	11	100.0	土木建築工事
北海道トーコー株式会社	30	100.0	倉庫管理・運送、建設資材の販売、安全施設の施工
日綱道路整備株式会社	20	100.0	土木建築工事、除雪・融雪工事
日本特殊合金株式会社	98	100.0	粉末冶金製品の製造および販売
東綱商事株式会社	100	100.0	石油製品・高圧ガスの販売
長崎機器株式会社	100	100.0	工業用自動計量機・自動包装機等の設計、製作および販売
Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.	千US\$ 26,000	100.0	鋼索の製造および販売
Tokyo Rope USA, Inc.	千US\$ 28,111	(100.0)	炭素繊維複合材ケーブルの製造・販売

(注1) 当社の議決権比率における（ ）は間接所有によるものであります。

(注2) 当社は2025年4月1日付で東綱ワイヤロープ販売株式会社を吸収合併いたしました。

(注3) 東京製綱（香港）有限公司は、2025年7月23日付で清算終了しております。

## (8) 主要な営業所および工場

(2026年3月31日現在)

## ① 当社

本 社	東京都江東区永代二丁目37番28号
支 店	関西（大阪市）、大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）、札幌（札幌市）、仙台（仙台市）、盛岡（盛岡市）
営業所	長野（長野市）、新潟（新潟市）、北陸（金沢市）、広島（広島市）、四国（丸亀市）、九州（北九州市）、鹿児島（鹿児島市）
工 場	土浦工場（かすみがうら市）、堺工場（堺市）

## ② 子会社

東京製綱繊維ロープ株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町中村 1 番地の 1
株式会社新洋	本 社	東京都中央区日本橋大伝馬町 6 番 7 号
八弘綱油株式会社	本 社	神奈川県川崎市川崎区田町三丁目 5 番 6 号
東綱スチールコード株式会社	本 社	岩手県北上市北工業団地 7 番 1 号
東京製綱インターナショナル株式会社	本 社 工 場	東京都江東区永代二丁目37番28号 岩手県北上市北工業団地 2 番 1 6 号
東綱橋梁株式会社	本 社	栃木県下野市下古山 1 4 3
トーコーテクノ株式会社	本 社	東京都江東区永代二丁目37番28号
九州トーコー株式会社	本 社	宮崎県日向市北町二丁目87番地
北海道トーコー株式会社	本 社	北海道札幌市北区北 7 条西 5 丁目 5 番 3 号
日綱道路整備株式会社	本 社	北海道札幌市東区東苗穂10条 2 丁目 2 1 番 2 号
日本特殊合金株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町白山11番地 3
東綱商事株式会社	本 社	東京都千代田区外神田四丁目 5 番 5 号
長崎機器株式会社	本 社	長崎県西彼杵郡時津町元村郷 8 2 0
Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.	本 社	No.30 Street 3, Vietnam - Singapore Industrial Park II, Binh Duong Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tokyo Rope (Shanghai) Trading Co., Ltd.	本 社	RM2008,83 Lon Shan Guan Road, New Hong Qiao Center Building, Shanghai, China
Tokyo Rope Phils. Inc.	本 社	11th Floor Insular Life Building, 6781 Ayala Avenue Corner Paseo De Roxas, Brgy.Bel-Air, Makati City, 1209 Philippines
Tokyo Rope USA,Inc.	本 社	8301 Ronda Drive, Canton, MI 48187, USA

(注1) 当社は2025年4月1日付で東綱ワイヤロープ販売株式会社を吸収合併いたしました。

(注2) 東京製綱（香港）有限公司は、2025年7月23日付で清算終了しております。

## (9) 従業員の状況

(2026年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増・減(△)
1,430名	△20名

## ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末 比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
男子	454名	10名	42.9才	15.9年
女子	83名	△1名	46.6才	13.3年
合計又は平均	537名	9名	43.4才	15.5年

(注) 従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

## (10) 主要な借入先

(2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	5,736 <small>百万円</small>
株式会社三菱UFJ銀行	3,405
三井住友信託銀行株式会社	3,076
株式会社常陽銀行	2,076
株式会社りそな銀行	2,000
株式会社三井住友銀行	1,728

(注1) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

融資限度額	6,000百万円
借入実行額	4,100百万円
借入未実行残高	1,900百万円

(注2) 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社常陽銀行および株式会社三井住友銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする金融機関9社によるシンジケートローンの残高4,875百万円の一部が含まれております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,268,242株  
 (3) 株主数 10,385名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	2,473 <sup>千株</sup>	15.91 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,421	9.14
野村證券株式会社	718	4.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	598	3.85
東京ロープ共栄会	570	3.66
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	447	2.87
株式会社ハイレックスコーポレーション	400	2.57
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	400	2.57
KSD-NH	392	2.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	387	2.49

(注1) 当社は、自己株式 (721,850株) を保有しておりますが、上記表には記載しておりません。なお、自己株式には「役員向け株式交付信託」として信託されている自社株式は含まれておりません。

(注2) 持株比率は自己株式 (721,850株) を控除して計算しております。

(注3) 日本製鉄株式会社は、当社を持分法適用会社としないこととし、また議決権の10%を超える部分を行使しないこととしております。(https://www.nipponsteel.com/common/secure/news/20210803\_050.pdf)

**(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

## ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	10,397株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 【ご参考】 当社の保有する株式に関する事項

#### ① 政策保有株式に関する基本的な方針

当社製品が生命・財産に対して安全・安心であるという信頼を得ることが最も重要な価値であり、製品開発・安全性の検証・顧客との取引関係といった企業価値の源泉については長期的な観点で構築する必要があるため、顧客をはじめとする取引先等とは安定的かつ良好な取引関係を構築・維持する必要があります。このような関係構築・維持の一方法として相手方の株式保有を行うことがあります。

上記の目的に基づいて保有した株式については、毎年取締役会で銘柄毎の保有の意義、企業価値への影響とWACC等の指標に照らした経済合理性等を踏まえ保有の合理性を検証し、検証の結果、保有の合理性が十分でないと取締役会が判断した場合には、将来的なポートフォリオの組み替え等への備えとして、相手先との協議を経て政策保有の縮減又は解消をすべく、市場への影響を考慮して売却するものとします。

#### ② 政策保有株式に関する検証の概要

当社は、2022年2月開催の取締役会にて、政策保有株式として保有していた全上場株式22銘柄を対象として、保有状況、リスク・リターン（配当利回り、ROE等）および取引の重要性を踏まえ、総合的な保有意義の検証を行いました。また、資本効率向上の観点から、政策保有株式について段階的に縮減を進める方針を決定し、2021年3月末時点の連結純資産に対する比率が10%以下となる規模までの縮減を目標として設定し、保有先との協議を進めてまいりました。

昨年度までに2022年2月方針決定時に予定した銘柄の売却は概ね完了し、今年度においても1銘柄の売却と新たに2社の相互保有先との政策保有解消につき合意し、一部株式を売却する等、縮減に向けた取り組みを継続してまいりました。しかしながら、当連結会計年度においても保有銘柄の時価の上昇が継続しており、当連結会計年度末における連結純資産に対する比率は18.4%と引き続き高水準にあることから、今後も引き続き、縮減目標に向けて残る保有先とも協議を深め、売却を実行してまいります。なお、政策保有株式の議決権行使にあたっては、個別に議案の趣旨および内容等を精査し、当社および投資先企業双方の企業価値向上に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当業務	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	原 田 英 幸		
取 締 役	寺 園 雅 明	事業本部長 兼 調達物流部長	
取 締 役	森 忠 大	事業本部副本部長 兼 事業戦略室長	東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長
取 締 役	喜 旦 康 司	コーポレート本部長 兼 総務部長 経理部・環境安全防災室管掌	
取 締 役	樋 口 靖		コナミグループ株式会社社外取締役監査等委員
取 締 役	上 山 丈 夫		
取 締 役	葛 岡 利 明		公益社団法人商事法務研究会理事
取 締 役	名 取 勝 也		名取・大木法律事務所弁護士 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス社外監査役 サークレイス株式会社社外監査役
取 締 役	狩 野 麻 里		株式会社オカムラ社外取締役 東京海上アセットマネジメント株式会社 (非上場) 社外取締役 一般財団法人日本繊維製品品質技術センター評議員
取 締 役	山 本 千 鶴 子		山本千鶴子公認会計士事務所所長 小津産業株式会社社外監査役 TDK株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	堀 内 久 資		
監 査 役	小 澤 陽 一		小澤陽一公認会計士事務所所長 株式会社白洋舎社外監査役
監 査 役	井 野 誠 一 郎		
監 査 役	福 井 達 二		

(注1) 取締役のうち、樋口靖、上山丈夫、葛岡利明、名取勝也、狩野麻里、山本千鶴子の各氏は社外取締役であります。

(注2) 取締役狩野麻里氏は、2026年6月23日付で株式会社群馬銀行社外取締役に就任予定であります。

(注3) 取締役狩野麻里氏は、2026年6月24日付で株式会社オカムラ社外取締役に退任予定であります。

(注4) 取締役山本千鶴子氏は、2026年6月25日付でキオクシアホールディングス株式会社の社外監査役に就任予定であります。

(注5) 取締役山本千鶴子氏は、2026年8月27日付で小津産業株式会社社外監査役に退任予定であります。

(注6) 監査役のうち、小澤陽一、井野誠一郎の両氏は社外監査役であります。

(注7) 取締役樋口靖氏、取締役上山丈夫氏、取締役葛岡利明氏、取締役名取勝也氏、取締役狩野麻里氏、取締役山本千鶴子氏、監査役小澤陽一氏および監査役井野誠一郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注8) 監査役のうち小澤陽一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注9) 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2026年3月31日現在)

役名	氏名	職名
常務執行役員	守谷敏之	技術開発本部長 兼 洋上風力事業化推進室長
執行役員	石松久和	鋼索鋼線事業部長
執行役員	和田公祐	エンジニアリング事業部長
執行役員	田辺敬行	コーポレート本部副本部長 兼 人事部長 経営企画部・IT企画部管掌

## (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当する事項はございません。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年7月25日開催の取締役会において取締役の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。取締役の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬で構成されております。

#### ア. 固定報酬

月例の固定報酬として、取締役の役位、従業員とのバランス、世間水準、業績等を勘案して決定します。

#### イ. 業績連動報酬

毎期の業績向上に対するインセンティブとして、全社業績（連結営業損益および連結当期純損益）、部門業績（部門営業利益）、定性的評価（KPI等）を業績指標とする業績連動報酬制度を導入しております。業績連動報酬は役位別に基準業績時の報酬額を設定し、会社経営計画値等を基準業績としたうえで、実績値の到達度に応じて報酬係数を算出し、これを基準業績時報酬額に乗じて報酬額を決定します。

全社業績評価および部門別業績評価の基準となる業績（以下、「基準業績値」という。）は、毎期の初頭に策定される経営計画における連結営業利益、連結当期純利益および部門別営業利益の計画値か、前期実績値の103%の数値(百万円未満切り捨て)のいずれか高い数値（百万円未満切り捨て）としております。また、定性的評価の基準業績値は各人別に業績指標が異なることから、統一的な基準業績値を設定しておりません。期初に作成する管掌部門に係るKPI、KSFを含む執行計画や社長が定める課題に関する役員評価シートに基づき、期末に社長との面談を含む振り返りを実施し、振り返り評価を踏まえて社長が評価点(0~150%の評価範囲)を決定しております。

業績連動報酬額は次のように算定しております。なお、当連結会計年度における全社業績並びに部門業績については、「1. (1) 事業の経過および成果」、「1. (5) ①企業集団の財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

- a. 全社業績評価および部門別業績評価に基づく報酬  
 基準報酬額 × 評価ウェイト × 報酬係数
- b. 定性的評価に基づく報酬  
 基準報酬額 × 評価ウェイト × 評価点

(参考) 役位別業績指標の評価ウェイト

		全社業績評価	部門業績評価	定性的評価
代表取締役、社長執行役員		100%	—	—
取締役、執行役員	事業部門管掌	60%	30%	10%
	非事業部門管掌	90%	—	10%

#### ウ. 非金銭報酬

取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給します。

対象取締役は、当報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

取締役ごとの譲渡制限付株式の付与のための報酬は、役位別に1年あたりの報酬額を設定し、当該報酬額相当の株式に譲渡制限を付して交付します。

#### エ. 支給割合

支給割合は、おおむね以下のとおりとしております。

固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝8：1：1

上記の方針に基づき、代表取締役社長が個人ごとの報酬等について立案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会にその妥当性等を諮問し、指名・報酬委員会の答申を受けて取締役会にて取締役の個人別の報酬等を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について上記基本方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し上記基本方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第208回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第223回定時株主総会決議に基づき、年額20百万円以内かつ年25,000株以内の範囲で譲渡制限付株式を交付することを内容とする取締役（社外取締役を除く）および執行役員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第208回定時株主総会において、年額65百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

該当する事項はございません。

## ④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	170 (48)	145 (48)	10 (-)	13 (-)	10 (6)
監査役 (うち社外監査役)	46 (15)	46 (15)	-	-	4 (2)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 当社は2007年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしておりますが、現任の取締役および監査役に対象者はおりません。

(注3) 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。なお、当該制度の概要は、上記①のとおりです。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	樋口 靖	コナミグループ株式会社	社外取締役監査等委員	当社とコナミグループ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	葛岡 利明	公益社団法人商事法務研究会	理事	当社と公益社団法人商事法務研究会との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	名取 勝也	名取・大木法律事務所	弁護士	当社と名取・大木法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		グローバル・ワン不動産投資法人	監督役員	当社とグローバル・ワン不動産投資法人との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社リクルートホールディングス	社外監査役	当社と株式会社リクルートホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		サークレイス株式会社	社外監査役	当社とサークレイス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	狩野 麻里	株式会社オカムラ	社外取締役	当社と株式会社オカムラとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		東京海上アセットマネジメント株式会社	社外取締役	当社と東京海上アセットマネジメント株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		一般財団法人日本繊維製品品質技術センター	評議員	当社と一般財団法人日本繊維製品品質技術センターとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	山本 千鶴子	山本千鶴子公認会計士事務所	所長	当社と山本千鶴子公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		小津産業株式会社	社外監査役	当社と小津産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		TDK株式会社	社外監査役	当社とTDK株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小澤 陽一	小澤陽一公認会計士事務所	所長	当社と小澤陽一公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社白洋舎	社外監査役	当社と株式会社白洋舎との間に重要な取引その他の関係はありません。

(注1) 取締役狩野麻里氏は、2026年6月23日付で株式会社群馬銀行社外取締役に就任予定であります。

(注2) 取締役狩野麻里氏は、2026年6月24日付で株式会社オカムラ社外取締役を退任予定であります。

(注3) 取締役山本千鶴子氏は、2026年6月25日付でキオクシアホールディングス株式会社の社外監査役に就任予定であります。

(注4) 取締役山本千鶴子氏は、2026年8月27日付で小津産業株式会社社外監査役を退任予定であります。

## ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況 (出席率)	主な活動状況
社外取締役	樋口 靖	14回/14回 (100%)	上場企業の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、主に経営的見地から公正な意見の表明等を行いました。また、指名・報酬委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	上山 丈夫	14回/14回 (100%)	総合商社での経験と鉄鋼業界に関する見識を基に、公正な意見の表明や経営上の助言等を行いました。また、指名・報酬委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	葛岡 利明	14回/14回 (100%)	企業法務に関する豊富な経験と見識を基に、公正な意見の表明や経営上の助言等を行いました。また、ガバナンス委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	名取 勝也	14回/14回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、公正な意見の表明や経営上の助言等を行いました。また、ガバナンス委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	狩野 麻里	14回/14回 (100%)	金融機関の海外拠点や教育機関でのマネジメント経験を基に、リスク管理や人材育成に関する意見の表明や助言等を行いました。また、指名・報酬委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	山本 千鶴子	14回/14回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する経営上の課題に対し、公正な意見の表明や助言等を行いました。また、ガバナンス委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。

区分	氏名	取締役会および監査役会出席状況 (出席率)	主な活動状況
社外監査役	小澤 陽一	取締役会： 14回／14回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問や意見の表明、有用な提言等を行いました。
		監査役会： 16回／16回 (100%)	
社外監査役	井野 誠一郎	取締役会： 14回／14回 (100%)	財務や会計に関する豊富な経験と知見から、適宜質問や意見の表明、有用な提言等を行ったほか、会社経営者としての経験を活かした業務執行全般にわたる発言を行いました。
		監査役会： 16回／16回 (100%)	

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### ⑤ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

#### (5) 会社役員が締結している補償契約に関する事項

当社は、各取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が各取締役に対して責任の追及に係る請求をする場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の各取締役の費用や、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないこと等を定めております。

#### (6) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

##### ① 被保険者の範囲

当社および当社の全ての子会社の全ての取締役、執行役員および監査役。

##### ② 保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、その全額を会社が負担しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	72百万円
当社および当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額	82百万円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社の重要な子会社のうち、Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) コーポレート・ガバナンス方針

当社では2015年11月に当社のコーポレート・ガバナンスに係る基本方針として、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」を定めております。その概要は次のとおりです。

[東京製綱コーポレートガバナンス基本方針 抜粋 (第2条)]

当社は、当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスを次の基本的な考え方に基づき構築する。

- ① 当社は株主の権利を尊重し、少数株主・外国人株主を含む全株主に対して実質的な平等性を確保するため、迅速な情報開示と十分な権利行使の確保のための環境整備に努める。
- ② 当社は、株主、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーからの有形無形のサポートが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、持続的な成長を遂げるために重要であると認識しており、ステークホルダーの権利・価値観を尊重する企業風土を醸成し、良好で適切な協働関係の構築に努める。
- ③ 当社はステークホルダーへの説明責任として情報開示を捉え、特に当社の企業価値向上に直接利害関係を有する株主・投資家が当社企業価値を適切に判断できるよう、財務情報をはじめ、経営戦略や経営課題、非財務情報等についても各種法令に定められた情報開示に留まることなく幅広い情報の開示に努める。開示する情報については当社ホームページ、事業報告書、プレスリリース等の手段を用い、幅広い情報の提供に努める。
- ④ 当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的に企業価値を向上させるべく、経営戦略を策定すると共に、取締役会の判断を要するリスクを明確化することで果敢な業務執行の実現を促すものとする。また、業務執行に対して独立した客観的な視点により実効的な監督を行うことに努める。
- ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主をはじめとするステークホルダーのそれぞれの立場や関心等に留意し、適切な利益衡量のもと株主との建設的な対話等に努める。

なお、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」全文につきましては当社ウェブサイト (<https://www.tokyoropeco.jp/sustainability/governance.html>) に掲載いたしておりますので、ご参照ください。

### (2) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、2015年4月27日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の整備に向けた基本方針の一部を改定する旨の取締役会決議を行っております。その概要と当連結会計年度における運用状況は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人が法令・定款は

もとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定しており、この周知徹底を図る。

- ロ. 当社は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
- ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款および社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
- 二. 「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を定期的開催し、当社グループのコンプライアンス体制の運用状況を把握すると共に、必要に応じて見直しを図る。
- ホ. 法令違反の未然防止又は最小限に食い止めるために内部通報制度を創設し、運用規程として「東京製綱グループ内部通報規程」（以下「内部通報規程」という。）を制定している。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、2025年度の活動状況については2026年7月開催の取締役会にて報告を予定しております。
- ・ 当社に創設した内部通報制度については、内部通報者が不利な取り扱いを受けない制度として明確化されていることを確認したほか、実際の運用状況については2026年6月開催の取締役会にて報告を予定しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 当社の取締役および使用人が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令および社内規程に従って文書およびデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断又は消去する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社に設置されている会議体および委員会（取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会他）については会議の議事につき議事録が作成され、保存・管理されていることを確認しております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定しており、これを運用すると共に、重要な事業投融資については「投融資業務規程」に、重要な大規模取引等については「プロジェクト方針会議規程」に基づきリスクを適切に管理する。
- ロ. 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切

な管理に努める。また、当社グループ各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」および「関係会社管理規程」を制定しており、担当部署が統括的にリスク管理を行う。

- ハ、当社グループ各社の事業上の各種リスクが顕在化する可能性を最小化するため「内部統制チェックシート」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社ではリスク管理規程に基づく体制が整備され、重要な投資案件については「投融資委員会」で、重要な大規模取引については「プロジェクト方針会議」にてリスクを認識し、管理されていることを確認しております。
- ・ また、日常的な業務執行におけるリスクを把握し、管理するため全社的に整備している「内部統制チェックリスト」につき見直しを実施し、内部監査室による定期的なチェックが実施されていることを確認しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ、当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と代表取締役社長の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ、当社では、職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入すると共に、代表取締役社長による会社の業務執行を補佐し、業務執行の適正性および妥当性を確保するため、業務執行上の重要事項について協議すると共に、経営状況および経営上の重要課題について会議構成員間の認識を共有するための機関として経営会議を設置する。
- ハ、当社グループ各社の日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- ニ、全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社の子会社管理担当部署において、当社グループ全体の基本戦略および中期経営計画を策定し、当社取締役会で決議のうえ年度経営計画に展開する。
- ホ、後記⑤ロに記載する「関係会社社長会」において、各子会社における中期経営計画および年度経営計画の目標達成状況を定期的に監督する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 2025年度は全14回取締役会を開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定と代表取締役の職務執行状況の監督を実施いたしました。
- ・ 2025年度は全24回経営会議を開催し、職務権限決裁規程で定める重要な業務執行案件の協議が行われたことを確認いたしました。

**⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、各子会社はその財務状況、業務の執行状況およびリスク管理事項について定期的に当社に報告すると共に、重大な事項が生じた場合は直ちに当社所管部署に報告する。
- ロ. 当社グループ各社間の連携強化を図るため「関係会社社長会」を四半期毎に開催し、各子会社は業績、事業活動の状況について報告する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社子会社の財務状況や業務の執行状況等を監督するため、2025年度は年4回、関係会社社長会を開催したほか、当社グループ全体に影響を及ぼす業務執行案件については当社の取締役会および経営会議に報告されていることを確認いたしました。

**⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

- イ. 監査役の職務を補助するため、監査役付使用人を置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。また、監査役付使用人の人事考課等については監査役会の同意を得たうえで取締役が決定する。
- ロ. 監査役付使用人は、監査役の補助業務については、業務執行上の指揮命令系統には属せずに監査役の指示命令に従うものとし、監査役付使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では監査役の職務執行を補助するため、非専従の監査役付使用人を設置しております。
- ・ 監査役会規則、社内の人事制度において監査役付使用人の設置の明確化、業務執行からの独立性が確保されていることを確認しております。

**⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. 監査役への報告体制として、監査役が取締役会に出席するほか、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
- ロ. 稟議書、通達等の社内文書については、監査役がその判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には、取締役および使用人に説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に、定期的に情報交換し綿密に連携を図る。
- ニ. 監査役は、必要に応じて内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。
- ホ. 当社グループ各社の取締役および使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を内部通報制度を利用して報告した場合、通報を受けた通報窓口責任者は必ず当社監査役に報告すること、並びに当該報告者が不利益な取り扱いを受けないことを、「内部通報規程」に定めている。
- ヘ. 当社グループ各社の取締役および使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライ

アンスに関する事実を当社監査役に報告した場合は、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、その旨を取締役会および使用人に周知徹底する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 常勤監査役は2025年度に開催した取締役会および経営会議に出席した他（出席回数：取締役会14回開催中13回、経営会議24回開催中22回）、取締役・使用人に対し適宜、稟議書、議事録その他の社内文書の提出を求め、内部監査室の内部監査結果の報告を受ける等により情報収集が行われたことを確認しております。

**⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士、その他の外部アドバイザーの意見を求めることができるものとし、当社はこれについて発生する費用を監査費用として認める。
- ロ. 監査役が職務の執行について必要な費用の前払い又は償還を請求したときは、すみやかに当該費用又は債務の処理を行う。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行いました。
- ・ 取締役会では監査役が監査方針を説明する機会を確保し、監査方針に従って取締役会を含む当社の重要な会議等に参加し、又は会議等の報告を受けていることを確認しております。

**⑨ 反社会的勢力の排除**

- イ. 当社グループ各社並びに当社グループ各社の役員および使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とはいかなる関係も持たない。
- ロ. 期せずして新規取引先が反社会的勢力と関係有ることが判明した場合であっても、契約書に反社会的勢力排除条項を置くこと等により、速やかに関係を遮断するための体制を整えている。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

#### 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、「共存共栄」を社是に掲げ、株主の皆さまをはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社ステークホルダーとの適切な協働を維持しつつ、社会基盤整備への貢献を通じて、当社の企業価値と社会的存在意義ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指しております。

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案がなされた場合、これを許容するかどうかは、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や買付者からの提案の中には、企業価値および株主共同の利益を害するものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えます。

したがって、当社は、企業価値および株主共同の利益を害する買付者が現れた場合には、当該大量取得行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するために、必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法およびその他関係法令を踏まえながら、必要に応じて適切な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努めてまいります。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付けております。利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、さらには安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>41,585</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,607</b>
現金および預金	7,074	支払手形および買掛金	6,612
受取手形、売掛金および契約資産	13,479	電子記録債権	2,109
電子記録債権	3,376	短期借入金	13,531
商品および製品	6,842	未払費用	2,855
仕掛品	4,580	賞与引当金	1,150
原材料および貯蔵品	5,232	その他の	3,348
その他の	1,171	<b>固定負債</b>	<b>18,272</b>
貸倒引当金	△172	長期借入金	9,254
<b>固定資産</b>	<b>47,485</b>	リース債務	649
<b>有形固定資産</b>	<b>28,921</b>	再評価に係る繰延税金負債	3,954
建物および構築物	6,093	役員退職慰労引当金	147
機械装置および運搬具	3,664	役員株式給付引当金	3
土地	17,379	退職給付に係る負債	3,198
リース資産	648	資産除去債務	650
建設仮勘定	674	その他の	413
その他の	461	<b>負債合計</b>	<b>47,880</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>372</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,192</b>	<b>株主資本</b>	<b>24,293</b>
投資有価証券	9,269	資本金	1,000
退職給付に係る資産	1,944	資本剰余金	1,066
繰延税金資産	1,751	利益剰余金	23,438
その他の	5,271	自己株式	△1,211
貸倒引当金	△44	その他の包括利益累計額	16,898
<b>資産合計</b>	<b>89,071</b>	その他有価証券評価差額金	3,871
		繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	8,772
		為替換算調整勘定	3,875
		退職給付に係る調整累計額	380
		<b>純資産合計</b>	<b>41,191</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>89,071</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		64,094
売上原価		48,753
売上総利益		15,341
販売費および一般管理費		10,491
営業利益		4,849
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	323	
持分法による投資利益	518	
その他	235	1,108
営業外費用		
支払利息	392	
為替差損	1	
支払手数料	227	
その他	200	821
経常利益		5,136
特別利益		
投資有価証券売却益	415	
為替換算調整勘定取崩益	129	545
特別損失		
減損損失	1,175	
環境対策費	450	1,625
税金等調整前当期純利益		4,056
法人税、住民税および事業税	751	
法人税等調整額	△177	574
当期純利益		3,481
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		3,481

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 1,000	百万円 1,064	百万円 21,180	百万円 △929	百万円 22,315
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△1,399	-	△1,399
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	3,481	-	3,481
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△300	△300
自 己 株 式 の 処 分	-	1	-	18	20
土地再評価差額金の取崩	-	-	175	-	175
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	1	2,258	△282	1,977
当 期 末 残 高	1,000	1,066	23,438	△1,211	24,293

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 価 金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 累 計 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 2,118	百万円 △0	百万円 8,948	百万円 3,958	百万円 △654	百万円 14,370	百万円 36,685
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△1,399
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	3,481
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△300
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	20
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	175
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,752	△2	△175	△82	1,035	2,528	2,528
当 期 変 動 額 合 計	1,752	△2	△175	△82	1,035	2,528	4,505
当 期 末 残 高	3,871	△2	8,772	3,875	380	16,898	41,191

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は東京製綱繊維ロープ(株)以下16社であります。当連結会計年度において、連結子会社である東綱ワイヤロープ販売株式会社は、親会社である東京製綱株式会社との合併により、また東京製綱（香港）有限公司は清算終了により、それぞれ連結の範囲から除外しております。

非連結子会社は東京製綱（上海）貿易有限公司以下5社であります。非連結子会社5社の合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は江蘇東綱金属製品有限公司、江蘇法爾勝纜索有限公司およびベカルト東綱メタルファイバー(株)で、非連結子会社5社および関連会社3社については、連結純損益および利益剰余金に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

持分法を適用していない主要な非連結子会社は東京製綱（上海）貿易有限公司、主要な関連会社は東洋製綱(株)であります。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

イ. リース資産以外の有形固定資産

親会社は、主として定率法（但し、賃貸資産の一部および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）、連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物	3～50年
機械装置および運搬具	2～14年

## ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## 無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

## 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額により計上しております。

## 役員退職慰労引当金

役員の退任慰労金の支払に備えるため、役員退任慰労引当金規程に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

## 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理することとしております。

## ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

## 連結子会社の事業年度等に関する事項

八弘綱油(株)および在外子会社であるTokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.およびTokyo Rope USA, Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益および費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

収益および費用の計上基準

当社グループは各製品の製造、販売を主な事業とし、次の取引以外の製品の販売については収益認識に関する会計基準の適用指針第98項における代替的取扱いを適用し、主に出荷した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を収益として認識しております。

- イ. 開発製品関連事業における顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する一部取引については顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で、支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
- ロ. 鋼索鋼線関連事業における一部加工業務に係る収益について、加工代相当額を純額で出荷した時点で収益を認識しております。
- ハ. 工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は75百万円であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

1,751百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

当社および国内子会社はグループ通算制度を適用しております。繰延税金資産は、当社の取締役会によって承認された当社通算グループの事業計画を基礎として、さらに将来の不確実性を考慮した課税

所得の見積りを前提として、合理的にその回収可能性を判断して計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、製品販売数量および単価です。これらの仮定は、過去実績および入手可能な外部情報を基に設定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の事業計画に変化をもたらす経済環境の変化などにより、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

産業機械関連における粉末冶金事業の固定資産	362百万円
上記に係る減損損失	895百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産の減損会計においては、独立したキャッシュ・フローを生み出す資産の合理的なグループピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスになるなどの減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、産業機械関連の粉末冶金事業において営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったため、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識が必要となったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、主に不動産鑑定士による鑑定評価額から処分費用の見込額を控除した正味売却価額を使用しております。

② 主要な仮定

不動産鑑定評価における主要な仮定は、土地および建物における市場性修正率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

不動産市況等により、不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金および契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額

受取手形	227百万円
売掛金	12,464百万円
契約資産	787百万円
計	13,479百万円

(2) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額		
契約負債		602百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額		54,662百万円
(4) 受取手形割引高		0百万円
(5) ①担保に供している資産		
建物および構築物	1,728百万円	( 1,728百万円)
土地	942百万円	( 942百万円)
計	2,670百万円	( 2,670百万円)
②担保に係る債務		
短期借入金		500百万円
長期借入金		4,375百万円
計		4,875百万円
		上記のうち ( ) の内書は、工場財団抵当を示しております。
(6) 偶発債務		
①保証債務		
関係会社 江蘇法爾勝纜索有限公司の銀行借入に対する債務保証		924百万円 (40百万元)
関連会社 江蘇東綱金属製品有限公司の銀行借入に対する債務保証		1,155百万円 (50百万元)
②受取手形の流動化		
手形債権流動化に伴う遡及義務		619百万円
(7) 事業用土地の再評価		
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。		
再評価の方法		
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に、合理的な調整を行って算出。		
再評価を行った年月日		2001年3月31日および2002年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額		△5,977百万円

## 5. 連結損益計算書に関する注記

## 減損損失

当社グループが計上した減損損失の主な内容は次のとおりであります。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
事業用資産 (産業機械関連事業)	愛知県蒲郡市	土地、建物および構築物、 機械装置等	895
事業用資産 (スチールコード関連事業)	岩手県北上市	建設仮勘定等	250
事業用資産 (鋼索鋼線関連事業)	茨城県 かすみがうら市	機械装置	25

当社グループは、固定資産の減損会計においては、継続的に収支の把握がなされている単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

当社グループの産業機械関連事業のうち粉末冶金事業における資産グループについて、材料価格の高騰による収益低下等に伴い、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなり減損の兆候が認められることから、減損損失の認識および測定を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地319百万円、建物および構築物122百万円、機械装置387百万円およびその他65百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額の算定にあたっては、不動産鑑定士による鑑定評価額を採用しております。

当社グループのスチールコード関連事業における資産グループにおいて、スチールコード関連での市況低迷に伴う売上高の減少等により減損の兆候が認められることから、今後の事業計画を勘案した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建設仮勘定203百万円、無形固定資産44百万円およびその他2百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数  
普通株式

16,268,242株

(2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,005百万円	64円	2025年 3月31日	2025年 6月12日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	393百万円	25円	2025年 9月30日	2025年 12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	699百万円	45円	2026年 3月31日	2026年 6月11日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数  
該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等を中心に行い、資金調達については、銀行借入および社債発行、受取手形等の債権流動化による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

### ② 金融商品の内容および当該商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、毎月時価の残高管理を行っております。

営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ）をヘッジ手段として利用することとしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には、その判定

をもって有効性の評価を省略しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰計画表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額401百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金および預金」、「受取手形および売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形および買掛金」、「電子記録債務」および「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	8,867	8,867	—
(2) 長期借入金	(9,254)	(8,994)	△260

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	8,867	－	－	8,867
資産計	8,867	－	－	8,867

## ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	8,994	－	8,994
負債計	－	8,994	－	8,994

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の概要

当社および一部の子会社では、大阪府およびその他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価および当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
7,953	△123	7,830	7,032

(注1). 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2). 当期増減額は、主な増加額は固定資産の取得(16百万円)であり、主な減少額は固定資産の償却(164百万円)によるものであります。

(注3). 賃貸等不動産の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価および固定資産税評価額に基づく金額であります。

### (3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、326百万円（賃貸収益は主に売上高、費用は主に売上原価に計上）であります。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	鋼索鋼線 関連	スチール コード 関連	開発製品 関連	産業機械 関連	エネルギー 不動産関連	
日本	23,999	4,115	16,132	4,014	5,813	54,075
アジア	3,668	440	289	429	—	4,828
北米	0	133	3,073	5	—	3,212
その他	561	59	374	2	—	998
顧客との契約から生じる収益	28,229	4,750	19,869	4,451	5,813	63,114
その他の収益(注)	—	—	—	—	980	980
外部顧客への売上高	28,229	4,750	19,869	4,451	6,794	64,094

(注)その他の収益は、不動産賃貸収入等であります。

### (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3)当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権の期末残高は、「4. 連結貸借対照表に関する注記 (1)受取手形、売掛金および契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額」に記載のとおりであります。また、顧客との契約から生じた契約負債の期末残高は、「4. 連結貸借対照表に関する注記 (2)流動負債のその他のうち、契約負債の金額」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,671円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 223円73銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>21,776</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,404</b>
現金および預金	879	支払手形	4
受取手形	148	電子記録債権	535
電子記録債権	1,484	買掛金	7,427
売掛金	7,710	短期借入金	13,908
棚卸資産	9,097	賞与引当金	563
短期貸付金	2,654	未払金	927
その他	1,802	その他	3,037
貸倒引当金	△2,001	<b>固定負債</b>	<b>17,090</b>
<b>固定資産</b>	<b>46,052</b>	長期借入金	9,055
<b>有形固定資産</b>	<b>24,986</b>	リース債務	597
建物および構築物	4,208	役員株式給付引当金	3
機械装置	2,535	退職給付引当金	2,353
土地	17,088	関係会社事業損失引当金	425
リース資産	614	再評価に係る繰延税金負債	4,034
建設仮勘定	139	資産除去債務	214
その他	398	その他	406
<b>無形固定資産</b>	<b>179</b>	<b>負債合計</b>	<b>43,494</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,887</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	7,684	<b>株主資本</b>	<b>13,176</b>
関係会社株式	7,274	資本金	1,000
関係会社出資金	3,799	資本剰余金	792
長期貸付金	1,381	資本準備金	250
繰延税金資産	1,043	その他資本剰余金	542
その他	1,386	<b>利益剰余金</b>	<b>12,596</b>
貸倒引当金	△1,683	その他利益剰余金	12,596
<b>資産合計</b>	<b>67,828</b>	繰越利益剰余金	12,596
		<b>自己株式</b>	<b>△1,211</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>11,156</b>
		その他有価証券評価差額金	3,139
		繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	8,019
		<b>純資産合計</b>	<b>24,333</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>67,828</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		37,971
売 上 原 価		29,557
売 上 総 利 益		8,414
販売費および一般管理費		5,920
営 業 利 益		2,493
営 業 外 収 益		
受取利息および配当金	706	
固定資産賃貸料	100	
その他の	80	887
営 業 外 費 用		
支払利息	407	
支払手数料	200	
貸倒引当金繰入額	866	
関係会社事業損失引当金繰入額	425	
その他の	158	2,058
経 常 利 益		1,322
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	415	
抱合せ株式消滅差益	216	631
特 別 損 失		
減損損失	25	25
税 引 前 当 期 純 利 益		1,929
法人税、住民税および事業税	165	
法人税等調整額	△218	△52
当 期 純 利 益		1,981

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金				
	資 本 金	資 準 備 金	そ の 他 本 金 剰 余	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	剰 余 金 計	剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	百万円 1,000	百万円 250	百万円 540	百万円 790	百万円 12,013	百万円 12,013	百万円 -	百万円 △929	百万円 12,875	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,399	△1,399	-	-	△1,399	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,981	1,981	-	-	1,981	
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△300	-	△300	
自 己 株 式 の 処 分	-	-	1	1	-	-	18	-	20	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1	1	582	582	△282	-	301	
当 期 末 残 高	1,000	250	542	792	12,596	12,596	△1,211	-	13,176	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ プ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 1,651	百万円 △0	百万円 8,019	百万円 9,671	百万円 22,546
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,399
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,981
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△300
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,487	△2	-	1,485	1,485
当 期 変 動 額 合 計	1,487	△2	-	1,485	1,787
当 期 末 残 高	3,139	△2	8,019	11,156	24,333

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価方法および評価基準

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価方法および評価基準

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、賃貸資産の一部および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

機械装置 2～14年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

### 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

## (5) 収益および費用の計上基準

当社は各製品の製造、販売を主な事業とし、次の取引以外の製品の販売については収益認識に関する会計基準の適用指針第98項における代替的取扱いを適用し、主に出荷した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を収益として認識しております。

イ. 開発製品関連事業における顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する一部取引については顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で、支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

ロ. 鋼索鋼線関連事業における一部加工業務に係る収益について、加工代相当額を純額で出荷した時点で収益を認識しております。

## (6) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は51百万円であります。

前事業年度において、「営業外収益」の「事業損失引当金戻入益」は、金額的重要性が乏しくなったため、

当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

1,043百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社はグループ通算制度を適用しております。繰延税金資産は、当社の取締役会によって承認された各社の事業計画を基礎として、さらに将来の不確実性を考慮した課税所得の見積りを前提として、合理的にその回収可能性を判断して計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、製品販売数量および単価です。これらの仮定は、過去実績および入手可能な外部情報を基に設定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の事業計画に変化をもたらす経済環境の変化等により、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権

4,455百万円

関係会社に対する長期金銭債権

1,380百万円

関係会社に対する短期金銭債務

6,877百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

35,104百万円

(3) ①担保に供している資産

建物および構築物

1,728百万円

( 1,728百万円)

土地

942百万円

( 942百万円)

計

2,670百万円

( 2,670百万円)

②担保に係る債務

短期借入金

500百万円

長期借入金

4,375百万円

計

4,875百万円

上記のうち ( ) の内書は、工場財団抵当を示しております。

(4) 偶発債務	
①保証債務等	
関係会社 江蘇法爾勝纜索有限公司の銀行借入に対する債務保証	924百万円 (40百万円)
関係会社 江蘇東綱金属製品有限公司の銀行借入に対する債務保証	1,155百万円 (50百万円)
②受取手形の流動化	
手形債権流動化に伴う遡及義務	619百万円
<b>5. 損益計算書に関する注記</b>	
(1) 関係会社への売上高	1,943百万円
(2) 関係会社からの仕入高	8,599百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	582百万円
<b>6. 株主資本等変動計算書に関する注記</b>	
当事業年度末日の自己株式数	847,950株
(注)当事業年度末日の自己株式数には、役員向け株式交付信託が所有する当社株式を含めております。	

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,161百万円
賞与引当金	206百万円
退職給付引当金	405百万円
関係会社株式評価損	3,406百万円
繰越欠損金	2,907百万円
関係会社事業損失引当金	133百万円
固定資産減損損失	468百万円
その他	641百万円
繰延税金資産小計	9,330百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,372百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,284百万円
評価性引当額小計	△6,656百万円
繰延税金資産合計	2,674百万円
繰延税金負債	
投資簿価修正	387百万円
その他有価証券評価差額金	1,238百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	1,630百万円
繰延税金資産純額	1,043百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
主要株 主の子 会社	日鉄物産株式会社	(被所有) 直接 0.2%	営業上の取引	材料の仕入	3,270	買掛金	1,518
				材料の有償支給	1,559	未払金	909

(注1)価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2)取引金額は消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

### (2) 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
子会社	東綱スチールコード株式会社	所有 直接 53.0%	製品の仕入	仕入高(注3)	4,998	買掛金	1,805
				資金の貸付 (注1、6)	—	長期貸付金	1,380
			資金の援助	資金の貸付 (注2、6)	—	短期貸付金	1,950
	東京製綱インターナショナル株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	425
	トーコーテクノ株式会社	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	—	短期借入金	1,250
	長崎機器株式会社	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	—	短期借入金	940
	東綱橋梁株式会社	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	—	短期借入金	910
関連 会社	江蘇法爾勝纜索有限公司	所有 直接 28.0%	債務保証	債務保証 (注4)	924	—	—
	江蘇東綱金属製品有限公司	所有 直接 28.0%	債務保証	債務保証 (注4)	1,155	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2)当社ではグループ内の資金を一元管理するためキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を一部

の子会社に対して導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごと取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

(注3)価格その他の取引条件は、子会社より提示された希望価格を元に、価格交渉のうえで決定しております。

(注4)債務保証については、銀行借入につき債務保証を行ったものであります。

(注5)取引金額は消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注6)東綱スチールコード株式会社に対する貸付については、3,330百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において842百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,578円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	127円33銭

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 城市武志  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 城市武志  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第227期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第227期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

東京製綱株式会社 監査役会  
常勤監査役 堀内久資 ㊟  
社外監査役 小澤陽一 ㊟  
社外監査役 井野誠一郎 ㊟  
監査役 福井達二 ㊟

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館11階  
トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room 2+3+4

交通

- ① JR線「東京駅」日本橋口より徒歩1分
- ② 地下鉄「大手町駅」B9b出口より徒歩1分
- ③ 地下鉄「日本橋駅」A3出口より徒歩4分

